

平成25年第6回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成25年8月8日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	8月8日 14時00分 亀里敏郎議長宣言			
閉 会	8月8日 15時50分 亀里敏郎議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	亀 里 敏 郎 議 員	7	内 田 竹 保 議 員
	2	内 間 広 樹 議 員	8	知 念 一 邦 議 員
	3	仲宗根 清 夫 議 員	9	名 嘉 實 議 員
	5	島 袋 義 範 議 員	10	友 寄 祐 吉 議 員
	6	山 城 克 己 議 員	11	渡久地 政 雄 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 山城佐百合君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	知 念 吉 久 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	並 里 晴 男 君
	教育行政課長	大 城 強 君	農 林 水 産 課 長	古 堅 和 昌 君
	会 計 管 理 者	内 間 常 喜 君	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君
	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君
	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	総 務 課 長 補 佐	新 城 米 広 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君
	農 林 水 産 課 長 補 佐	島 袋 英 樹 君	商 工 観 光 課 長 補 佐	松 本 壯 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 平成25年第6回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年8月8日（木）午後2時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（3番 仲宗根清夫議員・5番 島袋義範議員）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	報告第6号	平成24年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書
第6	議案第49号	堆肥原料回収車輛購入（4トン堆肥原料回収車）の契約について
第7	議案第50号	堆肥原料回収車輛購入（4トンユニック車）の契約について
第8	議案第51号	堆肥原料回収車輛購入（トラクター）の契約について
第9	議案第52号	村づくり交付金事業伊江地区マニアスプレッダー購入契約について
第10	議案第53号	村づくり交付金事業伊江地区ホイールローダー購入契約について
第11	議案第54号	堆肥センター天日干場建築工事請負契約について
第12	議案第55号	特産品加工支援施設周辺整備工事請負契約について
第13	議案第56号	村立診療所透析センター備品（人工透析医療機器）購入契約について
第14	議案第57号	村立診療所透析センター備品（一般医療機器）購入契約について
第15	議案第58号	特産品展示販売棟建築工事請負契約について
第16	議案第48号	平成25年度伊江村一般会計補正予算（第2号）

## ○ 議長 亀里敏郎君

ただいまから、平成25年第6回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻14時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって3番 仲宗根清夫議員、5番 島袋義範議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告がお手元に配りました写しのとおり提出されております。

次に、私の主な出張について報告をいたします。

6月23日、沖縄県全戦没者追悼式典が糸満市の平和記念公園で開催され、局長とともに出席いたしました。

6月29日、那覇海上保安部開設記念式典及び祝賀会が、那覇市のハーバービューホテルで開催され、出席いたしました。

7月6日、関東城会総会が東京で行われ、副村長、総務課長とともに参加いたしました。

7月9日、大城実五郎氏の叙勲受賞祝賀会が宜野湾市で行われ、出席いたしました。

7月13日、北部広域市町村圏事務組合議会第35回臨時会が名護の北部会館で行われ、参加いたしました。

7月14日、伊江村郷友会総会が那覇市の教育福祉会館で開催され、出席いたしました。

7月28日、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が奄美市で行われ、参加いたしました。

8月7日、町村議会議長会臨時総会及び正副議長、正副常任委員長研修会が北谷町のにらいセンターで行われ、副議長、正副常任委員長とともに参加いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

## ○ 村長 島袋秀幸君

こんにちは。平成25年第6回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の御出席をたまわり感謝申し上げます。また連日、猛暑が続いておりまして、議員各位をはじめ、村民の皆様へ暑中お見舞いを申し上げます。さらには伊江村においては御存じのとおり、約2カ月にわたっての雨らしい雨が降っていなくて干ばつによる農作物への被害や村民の日常生活への影響などが大変憂慮されている現状にあります。それを踏まえまして、本臨時会終了後に現在のさとうきびへのかん水状況や今後の村の干ばつ対策について、議員の皆さんに説明を申し上げ、意見交換会をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、行政報告を申し上げます。

1点目、合同祝賀会について、平成25年度春の叙勲で、旭日双光章を受賞された内間博昭氏と、日本料理コンクールにおいて、文部科学大臣賞を受賞し3年連続大臣賞を獲得された知念司氏の合同祝賀会を、6月26日に村改善センターにおいて開催いたしました。御両人のこれまでの活躍に対し敬意を申し上げますとともに、今後のますますの御活躍を御期待申し上げます。

2点目に、組踊り地謡研修会開校式について、報告をさせていただきます。村教育委員会と村民俗芸能保存会の主催による組踊り地謡研修会の開校式が6月23日、村改善センターにおいて開催をされております。長年の懸案事項であった地謡養成に御尽力をいただいております村民俗芸能保存会をはじめ、各区長及び関係者の皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

3点目、監査委員の辞令交付について、報告させていただきます。平成9年7月1日から平成25年6月30日まで、4期16年間監査委員を務めていただきました西江前区の玉城忠治氏の後任として、東江上区の具志川豊秀氏への監査委員の辞令を7月1日に交付いたしました。なお、任期満了により勇退されました玉城忠治氏のこれまでの御尽力に対し、心から感謝申し上げますとともに、今後とも村行政に御指導賜りますようお願いを申し上げます。

4点目に不発弾処理について、伊江魚類養殖場の南西海域で発見された125キロ海中不発弾処理を7月2日に養殖場の南西約2キロ沖合に移動させての爆破処理を海上自衛隊沖繩基地隊及び名護海上保安署、本部警察署、伊江漁協、伊江村消防団の協力を得て、無事に終了することができました。御協力いただきました関係機関をはじめ、村民の皆様へ感謝を申し上げます。

5点目、村婦人の主張大会について、村婦人会友寄り子会長による婦人の主張大会がこのほど開催され、村内7区からの代表が参加し、今回は「歌を歌い始めて」と題し発表した、川平区の島袋ひとみさんが最優秀賞に選ばれ、8月17日に行われる北部地区婦人の主張大会に出場することになっております。地区大会での活躍を御祈念申し上げたいと思います。

6点目、関東伊江島城会第20回定期総会について、4月7日に東京において開催されました第20回関東伊江島城会総会に副村長、総務課長を激励のため出席をさせました。会員約120名が参加し、琉球舞踊をはじめ多くの余興が披露され郷友を深めながら、にぎやかな総会が開催されたとの報告を受けております。関東伊江島城会の今後ますますの御隆盛を祈念申し上げます。

7点目に、伊江村郷友会の総会の開催についてでございます。伊江村郷友会 大城友宏会長の平成25年度総会と敬老会が7月14日日曜日に那覇市で開催され、例年よりも多くの会員をはじめ、村関係者の参加により盛大に行いました。郷友会のますますの御発展を御祈念申し上げたいと思います。

8点目に、「ティーダキッズプロジェクト」の受け入れについてでございます。「ティーダキッズプロジェクト」の一環として、東日本大震災の被災地の福島県、宮城県から今年も40人の子供たちを8月1日から8月12日までの予定で受け入れをし、入村式を8月1日午後6時からはにくすにホールにおいて、開催いたしました。滞在期間中、伊江島の人々との交流を通し多くの楽しい思い出をつくり、明るく元気で地元へ帰っていただくよう祈念をいたしております。子供たちがお世話になった観光協会をはじめ、受け入れ民家の皆さんに感謝を申し上げます。

次に9点目、私の国外並びに県外出張について、御報告をさせていただきます。はじめに、北部市町村長の特別研修によりまして、7月2日から7月7日までの6日間、シンガポール、マレーシアの視察研修をさせていただきました。シンガポールにおきましては、カジノを拠点として観光産業や、財団法人自治体国際化協会によるシンガポール協会のシンガポール事務所を訪ね、東南アジアにおける日本の物産等の販売戦力について、説明を受けました。また、マレーシアでは、このほど金武町のギンバル訓練場返還跡地にホテルなど観光施設を建設する企業の施設、あるいはまたマレーシア政府が推進する国際的なICTハブ化を目指す、「ICT環境都市サイバージャヤ」を視察をさせていただきました。マレーシア、シンガポールとも、私が思っているよりも経済発展は予想以上にめざましいことを実感した研修でございました。

次に、建設事業執行報告について、報告をさせていただきます。先の議会を執行した建設事業は、配付した資料のとおり委託事業6件、工事9件、備品購入9件を執行いたしましたので、報告書のとおり報告をさ

せていただきます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 亀里敏郎君

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第5 報告第6号 平成24年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第6号 平成24年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告をさせていただきます。本報告につきましては、去った6月定例議会で既に報告をさせていただきましたが、その報告の中の繰越明許費繰越計算書の中の繰越額について、金額の訂正と財源内訳の訂正があり、再調整をし、本日の臨時会で報告をしているところでございます。詳細につきましては、皆さんお手元に配付をいたしておりますが、資料をぜひごらんいただきたいと思いますが、その6つの事業の中の6款1項の特産品加工支援施設設置助成事業、これが6月定例議会では5,080万7,000円で報告をさせていただきましたが、正確には4,101万5,000円が正しい数字でありまして、それに訂正をさせていただきたいと思います。その理由といたしましては、この本工事の工事前払金につきまして、本来は平成24年度で支払いをしている部分について、この繰越額に加えて6月定例議会では報告をしたという部分で979万2,000円の工事の前払金、本来、平成24年度に予算として入れるべきものを、翌年度繰越額に入れて報告をしたという部分で、それが補正の理由となっております。

それと10款5項の埋蔵文化財発掘調査業務委託料につきましては、県からの委託金として受け入れたということで報告をさせていただきました3,600万円につきましては、本村の会計では雑入で受け入れをしておりますので、それに合わせて訂正をさせていただきますということでありまして。

以上、平成24年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、そういう理由によりまして、6月で皆様に報告をした数字に訂正がありましたことをおわび申し上げまして本日、再調整をして報告をさせていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで、報告第6号は終わりました。

日程第6 議案第49号 堆肥原料回収車輛購入（4トン堆肥原料回収車）の契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第49号 堆肥原料回収車輛購入（4トン堆肥原料回収車）の契約についての提案理由を御説明させていただきます。

契約の目的 堆肥原料回収車輛購入（4トン堆肥原料回収車）、契約の金額が470万4,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が22万4,000円。

契約の相手方ということになっておりますが、これはすみません。その前に、議案第50号次もありますが、この代表者という部分をぜひ削除をお願いしたいと思います。契約の相手の下に「代表者」という部分を削除をお願いいたします。契約の相手方を、沖縄県豊見城市豊崎3-68、沖縄日野自動車株式会社、代表者 福里浩介と契約をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、議案第49号からの堆肥センターに関する備品購入につきましては、皆さんお手元の資料4から5にカタログの写真を配付をしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、提案理由の御説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

この議案第49号、それと議案第51号もそうですけれども、私はこの議案が配付されたときに、ちょっと間違いじゃないかと思ったんですけれども、というのは、議会のほう議決要件としては700万円、5,000㎡というのが頭にあるもので、この請負金額が470万円と、700万円からなると、実に40%近く落ちているわけです。車が40%もこれまで落ちた例があるのかなということで、私は「これは間違いじゃないの」ということで、事務局に電話しました。だったら聞いたら「予定価格は700万円だった」というふうに、後で聞いたわけです。であれば、議会の議決要件ではいうことを申し上げましたけれども、それを700万円のこの村の予定価格を決めるときの仕様書作成に間違いがなかったかという気がするわけです。700万円、実際これ予定価格、聞いていいんですかね。その辺ちょっとこれまで聞いたことはないと思いますけれども、実際の最低の700万円で計算をしても、これを請負率67%、実に32%の減なんです。議案第51号もそうですけれども、700万円以上になると、約4割の減を落としてとらえたと思うんですよ。だから村がちゃんとした仕様書をつくってあるのであれば、果たして村が満足するような仕様でこの車が届くのかなという心配というのか。これまで4割以上も落ちたという例はないと私は思うんですが、その辺、タイヤ4本ついてくるかなと思うんですけれども、その辺お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻14時18分)

再開します。

(再開時刻14時18分)

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいまの4トン堆肥原料回収車の契約金額をごらんになって、契約議決の金額じゃない、範囲内じゃないんだけどということでありましたが、予定価格が700万円を超えていたということは間違いございません。後ほど、予定価格も御報告をしたいと思います。

実は今回、この入札を執行したのは私がやっておりますので、御報告申し上げますと、入札をして、入札の結果報告書も届いていると思います。次のページにあります、1回目で落札いたしました。私もびっくりして、実は一時入札をストップ、落札金額を発表する前に、一たん入札を停止いたしました。そして担当から設計書、仕様書をその他全部を揃えさせて、私のほうでチェックをして、その後また業者をその部屋から全部退室させまして、「なぜこうなったのか」ということを実は正直びっくりしたんですが、私もその設計書をはっきり見ておりませんでしたので、設計書を再度持ち込みまして、入札室に持ち込ませて、そして仕様書を含めてすべてチェックいたしました。そしたら、この設計書をつくるに当たっては、3社か4社だったか、設計書を持ってこないとわからないが、複数の業者から見積もりをとって、それらを安いところを参考にしながら設計書をつくっていくのが、本来査定、そういうふうにはやっていますが、今回もそうしてあります。しかしながら、やはり何でしょうかね。随分見積もりよりも安くされて執行されたということでもあります。すべてのこの第1回目の入札の結果を見てわかりますように、ほとんどのすべての業者が実は予定価格、本来いけばどの業者がとってもいいような金額になっていて、それぐらい今後のメンテナンスも含めてなのか。含めていろんな面で今回あと二、三台ありますので、そういったのも含めてトータル的に考えられて、そういった入札の結果になったのかということでもあります。当初の見積もりが、業者はあくまでも販売価格といえますか、それでやってきたんだらうということは今考えております。そういったことで、確かに20%、

30%割るような備品、特に車については、これだけ金額が落ちるとするのは、初めての私も経験でありましたし、再度そういった間違いがないかどうかを確認をして、落札金額を発表させていただいたことを一応、御報告としたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

私はこれ議案をいただいたときに、すぐに驚いたんです。500万円と間違えていないかということで電話をしたんです。だったら700万円間違いないということだったもので、それでは余計に私は驚いた。というのは、700万円計算しても、請負比率は67%、32%、700万円以上だということだから、35%から4割は落ちているんだろうなということです。だから仕様書をつくるときに間違いがなかったかどうか。それとこの仕様書どおり、この役場が提示した仕様書をこの請けた業者はちゃんと見ているかなと、何か見落としがないかなという心配があったわけです。その辺を確認されておればいいと思うんですけども、さっき言ったように、極端な言い方だけれども、「タイヤ4本ついてくるかな」という感じがしたもので、車で40%も落とすというと大変ですよ。これまでも私も経験がない。40%近くも落ちるとするのは、その辺がちょっと心配、また車の協会、景気がよくなってそんなに競争、例えば3回、4回、5回もやって落としてきてだったらわかるけれども、1回ですぐ落ちていますよね。その辺がちょっと腑に落ちないというのか、疑問に思った点です。だからその辺、役場が提示した仕様書を、この業者がちゃんと見ているのかなと。何か新たな車じゃなくて、改造であれば改造をちゃんとすべきところがされているのかなと。例えば座椅子でも違っているのではないかと、そういう心配があるので、再度副村長のほうで確認はされたというんだけれども、再度確認する必要があるんじゃないかと、私は思います。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいまの件につきましては、全くおっしゃるとおりでございまして、私も落札金額を発表して、落札者の落札を決定する前に、入札した金額に誤りはございませんか。そして私たちが仕様書として提出したとおりの見積もりをされたと理解してよろしいですかという確認をして、落札金額を発表いたしましたので、そのとおり仕様書は守っていただくということで、私も自信をもって落札金額を実は発表をさせていただきました。先ほど設計書の件も話がありましたが、コピーして皆さんにおあげするわけにはいきませんので、後ほど見ていただくということでよろしいでしょうか。それひとつ、よろしく願いいたします。センターの所長、何か補足するのがある、ない。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

島袋議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

今回の入札につきましては、執行者の副村長からその辺の内容については、説明がございましたので、それはそれで了解していただければと思います。やはり素直な疑問といたしまして、確かにそのとおりでと思います。これまでも私も何回もそういう車とか備品の購入の立ち会いをしておりますが、逆に見積もりをとったよりも高く入札をさせて、入札があつて不調という部分で不落随契をしたこともたくさんありまして、今回は特異なケースだというふうに思っております、これを受けまして村としてやるべきことは2つあると思います。この普通の最近の工事につきましては、最低限価格を設定をしておりますが、そういう備品購

入、車輛等を含めましては、最低限価格をまだ設定をしていないというそういう入札の方法について、今後検討をしていくという部分がひとつあると思います。もうひとつにつきましては、そういう金額40%減で落札されて、ちゃんとした車が納入されるかという部分が一番の心配だと思っていますので、それは先ほど副村長が答弁したとおり、ちゃんとした仕様書に基づいて入札をされた適正な入札に基づいた契約だと思っておりますので、今後私たちはこの担当を含めまして、この仕様書に基づいて適正な部分での車輛の納入について、じっくりと検査をしながら、その適正にこの車の事業の執行が行われるように、みんなでこうちゃんとやっていくという必要性があると思っておりますので、その辺、島袋議員の御心配もありますので、普通の予定価格より落としてやるという分になりますと、若干工事でもそうですし、そういう備品について、言葉は悪いんですが、ちょっと手抜きみたいなのがないのかと思われるのが普通ですので、そういうことがないように、私たちはその事業の執行に当たってまいりたいと思っております。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第49号 堆肥原料回収車輛購入(4トン堆肥原料回収車)の契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号 堆肥原料回収車輛購入(4トン堆肥原料回収車)の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 堆肥原料回収車輛購入(4トンユニック車)の契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

#### ○ 村長 島袋秀幸君

この議案につきましても、まことに申しわけありませんが、契約の相手の下の「代表者」という部分の3文字の削除をよろしく願いをいたします。

議案第50号 堆肥原料回収車輛購入(4トンユニック車)の契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的といたしまして、堆肥原料回収車輛購入(4トンユニック車)、契約金額が648万7,950円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が30万8,950円。

契約の相手方を、沖縄県豊見城市豊崎3-68、沖縄日野自動車株式会社、代表者 福里浩介と契約をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕



異議なしと認めます。したがって議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕  
討論なしと認めます。

これから議案第50号 堆肥原料回収車輛購入（4トンユニック車）の契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号 堆肥原料回収車輛購入（4トンユニック車）の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 堆肥原料回収車輛購入（トラクター）の契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第51号の御説明の前に、この議案につきましても、契約の相手の右下の「代表者」という3文字の削除をよろしくお願いいたします。

議案第51号 堆肥原料回収車輛購入（トラクター）の契約についての提案理由を御説明させていただきます。

契約の目的といたしまして、堆肥原料回収車輛購入（トラクター）、契約金額が451万5,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が21万5,000円。

契約の相手方を、鹿児島県霧島市溝辺町崎森973-1、株式会社南九州沖縄クボタ、代表者 森田誠と契約をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御審議のほうよろしくお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 知念一邦議員。

○ 8番 知念一邦議員

トラクターとあります。そして写真もありますが、装備、中身はどういったもののでしょうか。例えば付属品とか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

それでは、ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回のトラクターに関しては、トラクター本体のみであります。というのは、このトラクターにつきましては、堆肥の畑への散布用のマニアスプレッダーを兼用ということでの購入でありますので、今回はトラクターのみであります。本体のアタッチメントはついておりません。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第51号 堆肥原料回収車輛購入（トラクター）の契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第51号 堆肥原料回収車輛購入（トラクター）の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号 村づくり交付金事業伊江地区マニアスプレッダー購入契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第52号 村づくり交付金事業伊江地区マニアスプレッダー購入契約についての提案理由を御説明させていただきます。

契約の目的といたしまして、村づくり交付金事業伊江地区マニアスプレッダー購入契約、契約の金額が1,071万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が51万円。

契約の相手方を、伊江村字西江前1091番地、商号又は名称 村民農機、代表者 名嘉原政幸と契約をしていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 内間広樹議員。

○ 2番 内間広樹議員

入札執行状況報告書によると、自走式マニアスプレッダー1台、けん引式マニアスプレッダー1台ということで、このカタログのほうも添付されていますが、そのおのおのの価格、わかるのであれば教えてください。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻14時37分)

再開します。

(再開時刻14時39分)

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

それではただいまの御質疑にお答えいたします。

なお、各メーカーから2台まとめて見積もりという形で見積もりはもらっておりますので、入札に際してもまとめていくかとなっておりますが、ただこちらで設計する際に、それぞれの設計額を設定する段階では、まず自走式のマニアスプレッダーが1,276万円、そしてけん引式のマニアスプレッダーが153万1,000円ということで価格を採用させていただいております。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

2番 内間広樹議員。

○ 2番 内間広樹議員

前回は自走式のマニアスプレッダーを購入されても実際、堆肥センターの中で稼働されているんですが、この2台目を購入されて堆肥センターの中で、自走式マニアスプレッダーは2台の体制で、堆肥づくりのかく拌をするということかということが1点と。けん引式のマニアスプレッダーは、先ほどのトラクターにけん引して、購入された方の土地に散布するマニアスプレッダーとして利用されるということによろしいでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

ただいま内閣議員御質疑のとおり、自走式のマニアスプレッダーは、堆肥舎内でのかく拌作業用、そしてけん引式のマニアスプレッダーについては、農家からの依頼を受けて、畑に散布するときの作業用ということで考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

今ちょっと予定価格を聞いたような感じがしたんだけど、トータルしても1,400万円余り、1,500万円ぐらいになるのかな。計算になると思うんだけど、前回のものはそういう言い方を言っただけでも、前回のものは村外の人がとっている。今回は島の人ですよ。何でもったいなという気がしたわけです。それでアタッチメントはつけていないと。例えば自走用だと、これはひっぱりけん引用ということで、オンリーで使うということだけでも、予算は余っているんだから、ロータリーとか、そういったものもつけて、そしたら自由に利用価値が出るのではないかと思ったもので、何でそれはできないのと。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

ただいまの御質疑、トラクターのアタッチメント等はできなかったかということですが、購入する際に、そういうことも一応は考えて、事業の調整の段階ではそういうことも調整しましたけれども、目的が要するにマニアスプレッダーの兼用だという目的でありますので、例えばロータリーとか、そういったのは認められないという厳しい査定がありました。そういう状況であります。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

そういうアタッチメントを購入しておけば、利用価値も出るんだろうなと私は思ったんだけど、そういう県の予算調整の中で、それは認められないということだったということかな。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

そういうことです。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第52号 村づくり交付金事業伊江地区マニアスプレッダー購入契約についてを採決いたします。

す。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号 村づくり交付金事業伊江地区マニアスプレッダー購入契約については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号 村づくり交付金事業伊江地区ホイルローダー購入契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

**○ 村長 島袋秀幸君**

議案第53号 村づくり交付金事業伊江地区ホイルローダー購入契約についての提案理由を御説明申し上げます。

まず契約の目的といたしまして、村づくり交付金事業伊江地区ホイルローダー購入、契約金額が1,088万7,450円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が51万8,450円。

契約の相手方を、与那原町字上与那原439番地、株式会社くみき、代表取締役 上地金徳と契約をしたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**○ 議長 亀里敏郎君**

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城克己議員。

**○ 6番 山城克己議員**

この堆肥センターを建設して運営する前に、各地区公民館を回って畜産農家の皆さんと意見交換会、ヒアリング等が行われました。そのヒアリングの内容等も本議会で担当課長のほうから報告もありました。その中に、小規模畜産農家、2頭とか5頭とか、大きなトラクターが入らない、機械が入らない、この堆肥の処理に困っている農家、高齢者の皆さんの意見として、この牛舎の中にもう年だからこの堆肥を片付ける小型のそういうバックホー、ユンボみたいなものでも、あつてこういうことができれば自分たちはもっと牛飼いを長くすることができるんだけれどもと、そういう報告もあった話も今議会でありました。

今回、確かにこの大型の今、契約技術の中でトラクターや2トン車ユニック、そしてこの最後の今、議案に出ていますホイルローダー、すべて大型畜産農家の堆肥を処理するための機械の提案であります。あれだけ各公民館を回ってヒアリングをした中で、意見交換をした中で、たくさん出ていた意見が、この事業の中に取り入れていないと。私は今そう感じています。今後、そういう対策方面はどのようにお考えなのか。まずは伺いいたします。

**○ 議長 亀里敏郎君**

農林水産課長 古堅和昌君。

**○ 農林水産課長 古堅和昌君**

ただいま山城議員から質疑がございましたが、堆肥センターを実際、つくっていく中で、各字を回って、農家の皆さんといろいろ要望を聞きながら、先ほど山城議員からあつたように、小規模農家、それから年をとった方々のために、どういった形で今後やっていくのかという質疑なんです。今回のホイルローダーは、堆肥センターの中で使う、いま現在ありますけれども、今回はこの中で使う一般車輛でございます。基本的に小さい牛舎はどういった形で回収するのかということなんです。現時点で今現在あるホイルローダーで小規模農家も、何とか今のところは間に合わせていくということで、それよりもまた小さい、例えばシャボの小さい、農家で持っている方々もいますが、とりあえずは、現時点では小規模農家の小さい牛舎も何とか間に合わせているという形ですので、今後はもしこの小さい牛舎があつて入れない状況だと、また今後内部

で検討をして、今後にまた備えていきたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

今、課長の答弁では、小さい牛舎もどうにか間に合わせているという答弁でしたけれども、現実的問題として半分はあきらめ。畜産農家、地主のほうは「ここは機械も入らないし、だめだろう」という、そういう方面で皆さんのところに連絡がいかないのではないかと、私はそう感じております。実際、利用はしたいけれども、もう機械が入らないのが最初からわかっているんですよ、農家の方も。大きい機械はですよ。だから公民館の中で、そういう意見が出たんです。それは真摯に受け止めて、ぜひ小型の小さなトラクター、またはしくは中古のユンボでもいいですから、このバックホーを改造したものでも対応できると思えます。各集落に一、二件はこうして畜産農家が集落の中にも大体あると思えます。皆さんのほうでは恐らく把握もしていると思えます。そういう畜産、小さな小規模畜産農家を大切にしていかないと、今の畜産振興にもかかわる問題です、村のですね。これはぜひ大型のトラックやユンボ、そういう機械ももちろんこれは必要で大切な道具かもしれませんが、島の畜産振興のためには、そういう畜産農家、小規模畜産農家、二、三頭飼っている農家を育成、そのまま継続させるためにも、堆肥センターとしてぜひその辺の対策を十分にとってほしいと。一応、意見を申し述べまして、終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

御質疑のとおり、今後は何件の小規模農家があって、じゃあどういったユンボで、小さなユンボでできるのか。それともトラクターでできるのか。その辺も調査をいたしまして、やはり先ほど議員から指摘がありましたとおり、今後の畜産振興にもかかわることですので、調査をしっかりとやって、ユンボでできるのか。トラクターでできるのか、改修。今後、内部で十分検討をして、今後に備えたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第53号 村づくり交付金事業伊江地区ホイルローダー購入契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号 村づくり交付金事業伊江地区ホイルローダー購入契約については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第54号 堆肥センター天日干場建築工事請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第54号 堆肥センター天日干場建築工事請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的といたしまして、堆肥センター天日干場建築工事。契約金額が1億1,445万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額545万円）。契約の相手方、住所 伊江村字川平396番地、有限会社 真組、代表取締役 浦崎直幸と契約をしていきたいと考えております。

主な工事の概要につきましては、鉄骨造平屋建てで、延べ面積2,000㎡、鉄骨工事一式でございます。屋根部分については、フッ素フィルム張りの施行であります。皆様にお配りをしております資料1のとおり、完成後の屋根の形は配付した資料の立面図のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第54号 堆肥センター天日干場建築工事請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号 堆肥センター天日干場建築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第55号 特産品加工支援施設周辺整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第55号 特産品加工支援施設周辺整備工事請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的といたしまして、特産品加工支援施設周辺整備工事。契約の金額が6,142万5,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額292万5,000円）。契約の相手方を、住所 伊江村字西江上2番地、有限会社 丸仲土建、代表取締役 仲宗根末光と契約をしていきたいと思っております。

本周辺整備工事の主な工事概要につきましては説明申し上げますが、皆さまに配布をしております資料の2をごらんいただきたいと思います。計画平面図がございますが、その中で本来は赤なんです、コピーをしましてちょっとこげ茶色の部分が今回、工事をする部分でございます。その内訳としまして、舗装土工一式、舗装工4,236㎡、擁壁工が60m、排水工が181m、それに植栽工といたしまして、移植12本、新植17本等の工事を予定しております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第55号 特産品加工支援施設周辺整備工事請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第55号 特産品加工支援施設周辺整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻15時00分)

再開します。

(再開時刻15時15分)

日程第13 議案第56号 村立診療所透析センター備品（人工透析医療機器）購入契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

#### ○ 村長 島袋秀幸君

議案第56号 村立診療所透析センター備品（人工透析医療機器）購入契約についての提案理由を御説明申し上げます。

初めに、契約の目的といたしましては、村立診療所透析センター備品（人工透析医療機器）購入でございます。契約金額が6,341万4,750円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が301万9,750円。

契約の相手方は、那覇市港町2丁目9番地の5、アイティーアイ株式会社沖縄支店、支店長 日高智史と契約をしたいと考えております。

今回、購入する医療機器につきましては、総称であります。センターの機械室で原水を精製し透析液をつくり、一度に多人数に透析を供給するシステム、セントラル透析液供給システム一式、20床用でございます。その中にはいろんな機器がございますが、それは割愛をさせていただきます。一式と、もうひとつ個人用対応と透析装置1台の応急措置用の総称として、2つの一式を今回の人工透析医療機器で購入をするということになっております。

以上で、提案理由を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第56号 村立診療所透析センター備品（人工透析医療機器）購入契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第56号 村立診療所透析センター備品（人工透析医療機器）購入契約については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第57号 村立診療所透析センター備品（一般医療機器）購入契約についてを議題といたし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第57号 村立診療所透析センター備品（一般医療機器）購入契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的といたしましては、村立診療所透析センター備品（一般医療機器）購入でございます。契約金額が1,479万4,500円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額70万4,500円。

契約の相手方といたしましては、浦添市牧港5丁目6番5号、株式会社琉薬、代表取締役社長 神谷朝雄と契約をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今回の一般医療機器につきましては、人工透析療法に付随する一般医療機器の購入となっております。主な内訳といたしまして、医療用テレメーター1台、心電図1台、輸液ポンプ、電動ベッド、マットなどとなっております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

いよいよ、来年4月から島の人工透析が始まるわけですが、今回の議題となっております議案第57号、備品購入とは直接関係ないと思いますが、来年4月からいよいよ透析が始まるわけですが、その透析をする時間帯ですね。今診療所で行っている通常の昼だけの透析になるのか。夜間の考えはないのかどうか、お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

御質疑にお答えしたいと思います。

現在、施設を着工いたしまして工事、それから今回備品の発注をいたしまして、いよいよ来年4月を予定している開設に向けて動いているわけですが、現在、研修派遣等々、これから10月から進めてまいります。今、御質疑の透析医療についての時間帯につきましては、今後透析の準備室委員会といたしますか、そういったところで打ち合わせをいたしまして、その人工透析患者の負担を軽減できるように態勢を整えて進めてまいりたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

検討委員会で、今後検討するということですが、例えば今1日越し、沖縄本島で透析を受けている患者がいるわけです。もしそれが夜勤で可能であるとするならば、昼中は仕事ができるわけです。ですから今、定職をどういった皆さんが本島に通っているのか。すべてを把握していないわけですが、もし夜間にできれば昼中は通常の仕事もできると。それを終わって後に夜間に透析をしてもらえば、その人たちの経済的負担も軽減をされるのではないかと考えるわけです。ですから検討委員会でその皆さんの御意向も聞いていただいて、検討委員会でぜひ夜間も透析ができる態勢を整えたほうがいいのではないかと思います。ひとつよろしく検討ください。

○ 議長 亀里敏郎君



村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

福祉保健課長から答弁もありましたが、検討委員会でも十分審議をしていきたいと思っておりますが、基本的にこの計画のはしりは20床を予定をしておりますので、これを午前中に伊江村にいる患者の皆さんは透析を2日に1回でするので、そういう感じの計画で進めてまいりました。そういう中で内田議員がおっしゃるとおり、中部の徳洲会のこの医療、透析の医療施設を視察したときに、夜間もあちらのほうは実施をされておりまして、若い方は夜間に透析を受けて日中は仕事をされているという実例も私たちは研修の中で伺ってきております。そういう中で一番この夜間もそういう部分をするということになりますと、やはり診療所のこの透析のスタッフの診療の態勢が一番の大きな課題となっておりますので、そういう中で阿部所長、あるいは今いらっしゃる諸見先生、あるいは臨床工学士、看護師、その辺との部分の意見のすり合わせが一番大事かと思っておりますので、今後確かに夜間にそういう人工透析の医療が受けられれば、おっしゃるとおり昼間は仕事ができ、夜は人工透析ということで、素晴らしいこととなりますので、その辺を踏まえまして診療所の阿部所長ほか、人工医療のスタッフと今後いろいろなことについて協議をさせていただきたいと思っております。

すみません。先ほどの答弁を訂正をさせていただきます。今回この購入契約のシステムは20床用なんですけど、人工透析のですね。先ほど議決いただいた。ただベツ的的には11床を今予定をしているところでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第57号 村立診療所透析センター備品(一般医療機器)購入契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第57号 村立診療所透析センター備品(一般医療機器)購入契約については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第58号 特産品展示販売棟建築工事請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第58号 特産品展示販売棟建築工事請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

初めに契約の目的、特産品展示販売棟建築工事請負。契約金額が5,040万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額240万円)。契約の相手方は、住所 伊江村字川平413番地の3、有限会社 大城建設、代表取締役 大城光博と契約をしていきたいと思っております。

なお、今回の工事箇所等につきましては、配付をしております資料2の中のピンクの部分ですね。そのピンクの上のほうに特産品展示販売棟というのがありますが、この部分が今回の建物の建築工事となっております。その工事の概要は鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積314.05㎡、地上式トラックスケールが30

トンということで、展示販売棟ということになっておりますが、製糖工場の管理棟の役割を担う建物の建築ということでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

入札契約とかそういうものではないんですけども、ちょっと関連でお願いします。

先ほどの議案第55号 産品加工支援施設周辺整備工事請負契約についてですね。今の展示棟、こうして本議会で一括で出されているんですけども、今現在8月です。年明けから製糖工場が稼働すると思うんですけども、この今の特産品展示棟の工事と、この周辺整備を見ますと、工場周辺含めてすべてが整備しないといけない状況なんですけれども、この期間内にこの2つの工事が一遍に終わるものなのか。また製糖期入ったときに、実際の製糖工場の稼働にきびの搬入とか、この工場の経営、運営に困ることにならないかという素朴な疑問があるわけなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

山城議員の質疑ですが、製糖工場後期きびの収穫と重なるわけですが、周辺整備と今回の建築工事は確かに工期的には3月ということなんです、いろいろ3月には全部終わりということで、工期的には現在のところ、さとうきびとのかち合うことは今はないです。今工期は1月6日になっていますよね。最終工期が1月6日になっているんですよ。

この資料、入札、状況報告、資料にありますので、それと重ならないかということなんです、それに重ならないように、発注もしてあります。周辺整備もこの建築工事も1月6日に終わるとということで、契約もしてあります。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

私のほうからも答弁いたします。

今おっしゃるこの工事につきましては、やはり事業の形態としまして製糖工場が始まる前には、工事を終わらすという前提を踏まえまして、2つの建築工事と支援施設周辺整備工事と2つに分けたことも、そういった理由によって建築とまた整備工事に分けております。さらに今回の期間をするために、きょうですね。臨時議会を一応は開いていただいて、その製糖工場に間に合わせる工期を設定するためにも、そういう契約議決のほうに至っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

おっしゃる意味はわかるんですけども、ただ現実的問題として、特産品展示棟の工事が終わらないと周辺整備は手をつけられないわけです。現実問題として。この赤い部分これみんな舗装か何かするわけでしょう。その意味ですよ。この地図に示された。だから同じ工期で終わるということは、展示棟は終わるかもしれないけれども、周辺整備を請け負った事業者は、展示棟が終わらない限り、手をつけられないというこ

とではないんですか、この周辺整備は。私はそのように考え、思うんですけども、いかがですか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

この位置図の計画図面の中で、やはり建築工事でいろんな工程がありますから、基礎工事とか、そういったことをやれば、次の周辺整備はできます。さらに土木でいう建築工事ですね。道路等のところにも建築があるわけですけども、そういったところもその土木工事を進めて建築工事も入ると。そのちょうどこの2つの工事の連携をさせながらできるということを、必ずしもこの建築工事が終わらないと周辺もできないということではないということで、連携して工事を進めていきますので、そのためにも今回、工事も早目に一応は工期を設定していますので、御理解をよろしくお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

はい、わかりました。

ぜひ製糖工場、製糖期が始まる前に、事業所間の連携をとってもらって、役場のほうでしっかりと管理をしてもらって、製糖期に支障がないように進めていきたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

今この販売棟を予定されている場所と、北側の道路とは高低差がありますよね。この販売所なんだけれども、北側から普通のお店だったら、販売する北側の道路から同レベルでこうお客さんが入ってくれるようにすれば販売所としてのあれがあるかもしれないけれども、今はどういう計画、回ってきて買うということなのかですね。その辺がちょっと。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいまの質疑にお答えいたします。

基本的には入り口は現在の入り口、管理棟ありますよね。入り口はそこなんですけど、段差が北側とあると。北側からは東側と北側からはもちろん入れません。段差がありますので、県道がございまして、北側は県道ですよ。その前に南側に事務所はできますので、今の入り口をもうちょっと広くなりますが、結局この高さが違うもので、北側の県道と建物との高さはそのままですね。それを埋め立ててあげるといふ、今は設計ではないです。そこからは今のところは入れない状況です。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

今、課長が言っているのは、まさに役場の考え方、役場的な考え方。お店をする販売なんですよ、加工所だけだったら何でもありませんよ。販売するためには、お客さんが出入りがしやすいようにするのが本当ではない。私はもう当然にこの落差はこうしてあげて、何か北側からでも自由に入れるようなお店にされるのかなと思ったけれども、そうじゃなくてまたこう今の入り口を少し広げるということだけれども、今の入り口から入ってこう回ってこないとお店には入れないわけでしょう。村長どうですか、私の考え方。今言ってい

ること。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻15時38分)

再開します。

(再開時刻15時43分)

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

島袋議員から質疑がございました。この特産品の販売に対しては入り口が遠すぎるんじゃないかということですが、あくまでもこの工場の事務所、そういったのがありますので、その中で3カ月間は工場の製糖期の作業員の詰め場として、残りの9カ月は特産品を展示、販売する予定でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第58号 特産品展示販売棟建築工事請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第58号 特産品展示販売棟建築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第48号 平成25年度伊江村一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

それでは、議案第48号 平成25年度伊江村一般会計補正予算(第2号)の提案理由を御説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億3,300万円に定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、本補正予算の第2号につきましては、先ほど報告第2号で報告をしました特産品加工支援設置助成事業の繰り越し、翌年度繰越額の訂正によります979万2,000円の減額に伴いまして、繰越金はその金額分、増額に伴う補正でありまして、歳入の20款繰越金で979万2,000円の増額補正を行い、歳出2款1項4目の財産管理費の基金積立金で増額する財政調整措置を行う補正となっております。

先ほど「報告第2号」と申し上げましたが、申しわけありません「報告第6号」ですね。6号で説明をしましたことから発する今回の補正第2号となっておりますので、よろしく願いをいたします。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、歳出、一括して質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第48号 平成25年度伊江村一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号 平成25年度伊江村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。

本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第6回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻15時50分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 亀 里 敏 郎

署名議員（3番） 仲宗根 清 夫

署名議員（5番） 島 袋 義 範